

## 京都府公立高等学校学び直し支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して支給する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- (2) 就学支援金 法に基づく高等学校等就学支援金をいう。
- (3) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。
- (4) 公立高等学校 京都府及び京都市が設置する高等学校をいう。

### (学び直し支援金の受給資格)

第3条 学び直し支援金の受給資格は、京都府内の公立高等学校に在学し、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
  - (2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
  - (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
  - (4) 平成26年4月1日以降に公立高等学校に入学した者（入学前に、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する受給者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けられなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
  - (5) 高等学校等を退学したことのある者
  - (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
  - (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

### (学び直し支援金の申請)

第4条 学び直し支援金を受けようとする者は、京都府公立高等学校学び直し支援金受給資格申請書（別記様式）に、必要事項を記入の上、法第3条第2項第3号に規定する保護者等の全員の市町村民税所得割額を確認できる書類を添えて、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

### (学び直し支援金の支給)

- 第5条 教育委員会は、受給権者（第4条の規定により申請を行い、受給資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し学び直し支援金を支給する。
- 2 学び直し支援金の支給額は、法第5条第1項及び第2項の規定に基づき支給される就学支援金の額とし、就学支援金に準じた方法により支給するものとする。
  - 3 学び直し支援金の支給期間は24月とし、他の高等学校等において学び直し支援金を支給されていた場合は、その期間を通算する。

### (代理受領等)

- 第6条 京都市立高等学校の設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 2 京都府の設置する公立高等学校にあっては、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、授業料に係る債権が消滅している場合の受給権者への支給については、別に定めるところによる。

### (様式及び提出期限)

第7条 規則第5条の規定による交付申請書、規則第9条の規定による変更承認申請書及び規則第13条の規定による実績報告書の様式及び提出期限は、別に定める。

### (就学支援金の様式の準用)

第8条 学び直し支援金の申請及び届出並びに教育委員会が行う通知は、全て就学支援金に準じた様式により行うものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年度分の学び直し支援金から適用する。